

羽生市制度融資のご案内

羽生市では、市内で事業を営む中小企業者の資金需要円滑化を図るため、各種融資制度を設け、市・金融機関・埼玉県信用保証協会との連携により、金融機関を通して融資を行っています。

1.60%

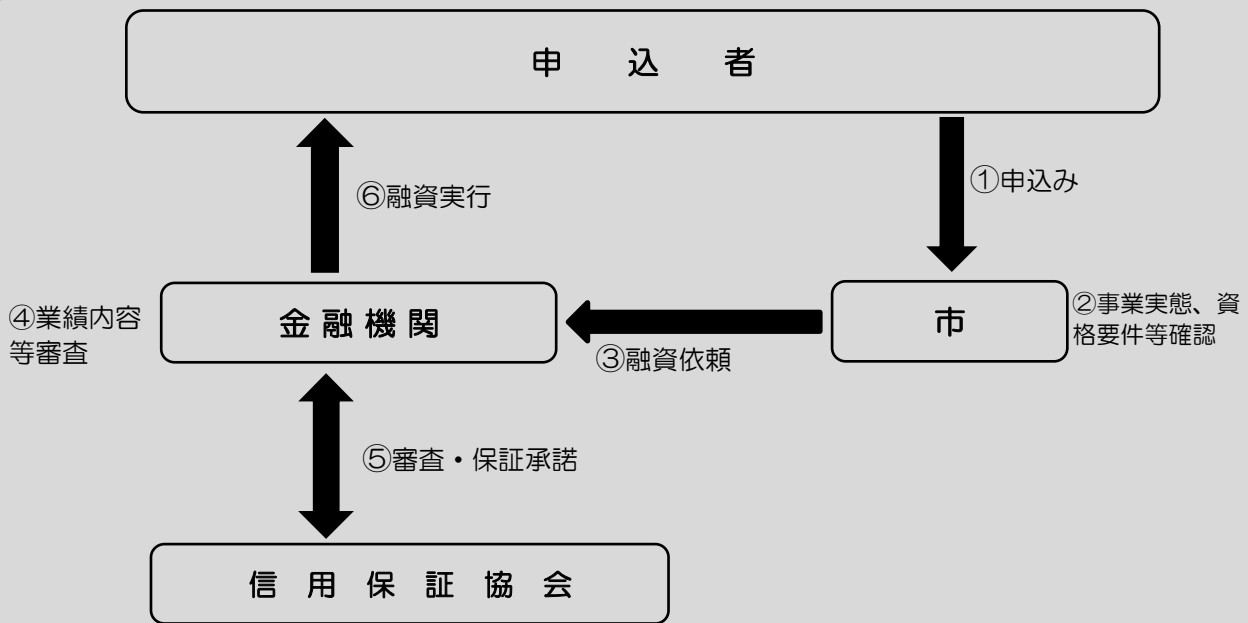
1.60%

1.50%

1.50%

1.80%

◇お申込み～融資実行までの流れ◇



◇市では、羽生市制度融資について、利子の一部(年0.4%)を補助しています。

問合せ先	
羽生市 経済環境部 商工課 ☎048-560-3111	
提携金融機関	
埼玉りそな銀行羽生支店 (☎561-3111)	埼玉縣信用金庫羽生支店 (☎561-3121)
足利銀行羽生支店 (☎561-2151)	東和銀行羽生支店 (☎561-2611)
武蔵野銀行羽生支店 (☎561-1151)	群馬銀行羽生支店 (☎562-2001)

※上記提携金融機関からの融資となりますので、金融機関にご相談の上お申し込みください。

羽生市では、市内で事業を営む中小企業者の資金需要円滑化を図るため、次のような各種融資制度を設け、金融機関を通して融資を行っています。

	普通貸付保証制度		特別小口無担保無保証人保証制度		中小企業経営近代化資金特別貸付	中小企業経営安定資金貸付		
融資対象	・業歴6か月以上の市内小規模事業者		・業歴1年以上の市内小規模企業者 ・市県民税の所得割（法人は法人税割）があること		・業歴2年以上の市内中小企業者	・倒産企業と取引を有する業歴2年以上の市内中小企業者（倒産関連貸付け）	・業歴2年以上の市内中小企業者（景気対策貸付け）	
融資条件	用途	運転	設備	運転	設備	運転	設備	
	限度額	1,250万円		2,000万円		2,000万円 組合5,000万円	1,000万円	1,000万円
	期間(据置)	7年 (1年)	10年 (1年)	7年 (1年)	10年 (1年)	11年 (1年)	5年 (1年)	10年 (1年)
	貸付利率	1.6%		1.6%		1.5%	1.5%	1.8%
	保証人の有無	【法人】 保証協会の定めによる 【個人】 不要		不要		【法人】 保証協会の定めによる 【個人】 不要	【法人】 保証協会の定めによる 【個人】 不要	
	担保の有無	必要により		不要		要	必要により	
	信用保証の有無	有						
	保証料率	保証協会の設定する額						
利子補給率	0.4%							

※融資については金融機関及び信用保証協会の審査により実行されますので、申込み要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

制度融資必要書類一覧

○：必要 ▲：場合により必要

No.	必要書類	特小・普通		近代化		経営安定		備 考	
		個	法	個	法	個	法		
1	融資申込書	○		○		○		商工課	
2	事業者概況書	○		○		○			
3	納税証明書(申込者)	○		○		○			
4	納税証明書等請求書	▲		-	-	-	-	商工課指定の様式	
5	営業証明書	○		○		○		税務課	
6	資産証明書(申込者)	○		○		○	申込者(法人⇒法人名義のもの)		
7	許認可証(写)	▲		▲		▲		許認可を必要とする場合(注:有効期限)	
8	定款	-	○	-	○	-	○	一度利用された方は変更のあった場合のみ必要	
9	登記簿謄本	-	○	-	○	-	○	法務局	
10	決算書(写)	-	○	-	○	-	○	最新分+前期分(要科目明細添付)の計2期分	
11	確定申告書(写)	○	-	○	-	○	-	最新分+前期分(要科目明細添付)の計2か年分 (青色申告決算書/白色申告取支内訳書含む)	
12	試算表	▲		▲		▲		決算日後3ヶ月を経過している場合	
13	見積書	○		○		○		新・改・増築等する場合	
14	図面(写)	○		○		○			
15	所有者の同意書	▲		▲		▲			借地借家の場合(親族・代表者所有の場合も必要)
	貸借契約書	▲		▲		▲			
16	建築確認通知書(写)	▲		▲		▲		建築確認を必要とする場合	
17	カタログ	○		○		○			
18	印鑑証明(原則、各2通)	○		○		○		申込者…法人:法人名義のもの	
								申込者…個人:個人名義のもの	
19	事業経歴書	▲		▲		▲		▲保証協会新規新規利用者のみ	
20	その他必要と認めるもの								

納税証明書については、納税されているすべての項目が対象です。